

## 船橋市雇用・福祉等一体的実施運営協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「船橋市と千葉労働局、船橋公共職業安定所が生活保護受給者等に対して就労支援を一体的に実施するための協定書」（以下「協定書」という）第4条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

### (名称)

第2条 運営協議会の名称は、船橋市雇用・福祉等一体的実施運営協議会（以下「運営協議会」という。）とする。

### (構成員)

第3条 運営協議会の構成員は、以下に掲げる者とする。

#### (1) 千葉労働局

職業安定部長

職業安定部訓練課長

船橋公共職業安定所長

#### (2) 船橋市

福祉サービス部長

こども家庭部長

福祉サービス部地域福祉課長

福祉サービス部生活支援課長

こども家庭部こども家庭支援課長

こども家庭部子育て給付課長

2 運営協議会の会長は船橋市福祉サービス部長とする。

3 会長は、運営協議会の議事を統括する。ただし、会長が都合により運営協議会に出席できない場合、またはその他運営協議会の議事を統括できない場合は、会長があらかじめ指名した運営協議会の構成員（以下「会長代理」という。）が代理する。

4 運営協議会の議事は、会長（前項後段の場合は会長代理。以下この項において同じ。）を除く出席構成員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決する。

5 協定書に定めるもののほか、運営協議会の議事については、運営協議会の議決により定める。

(運営協議会の開催)

第4条 運営協議会は、年1回の定例会及び臨時会とし、会長が招集する。

- 2 構成員2人以上からの臨時会の招集があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議は、会長または会長代理及び構成員(会長が欠席する場合にあっては、会長代理を除く。)の3人以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 運営協議会に提出された資料等及び議事概要は、5年間保存しなければならない。

(議事)

第5条

運営協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一体的事業の運営計画の策定及び事業報告
- (2) 事業運営計画に基づき実施された事業の評価
- (3) その他、一体的事業の推進に向けて必要な事項

(事務局)

第6条 運営協議会の事務は、船橋市が船橋公共職業安定所の協力を得つつ行う。また、必要に応じ千葉労働局が助言等援助を行う。

(雑則)

第7条 協定書及びこの要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

なお、運営協議会の運営を円滑に行うため、会長は、必要に応じて、運営協議会の下に一体的実施事業作業部会を設置することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年11月 5日から実施する。

この要綱は、平成28年 8月 1日から実施する。

この要綱は、平成29年 5月29日から実施する。

この要綱は、令和 5年 4月 1日から実施する。